

地域のひろば 第二十二号

平成28年9月
中部地域協議会

力の支え

信頼のきずな

事業の発展

人材派遣業界の動きと当協会の取り組み



日本人材派遣協会
会長 水田 正道 氏

中部地域協議会の皆様には、派遣協会の運営につきまして日頃より格別のご支援とご理解を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、景気はこのところ弱さもみられますが、緩やかな回復基調が続いております。各種政策の効果もあって、雇用・所得環境の改善が続く中、8月の有効求人倍率は全国1:3.7倍で、前月と同じ水準（前年から+0.16ポイント）上昇し、今後も緩やかに回復していくことが期待されています。

我が国では、少子高齢化が進む中、構造的に生産年齢人口が減少していくことが確実です。高齢者や若年層、また子育て世代など多様なニーズを持つ方にも、労働市場に参加しやすい環境を整えていくことが益々重要になっていきます。

このような中、労働者派遣法の改正から1年を迎えようとしています。今回の改正法では、派遣社員の雇用の安定およびキャリア形成について、より充実した内容となり、「派遣」という就業形態がより安心して活躍できる魅力的な働き方になるための必要なステップと考えて

います。

一方、派遣会社にとっては、雇用安定措置やキャリア形成支援などが義務化され更に責任が重くなりましたが、法改正の趣旨に沿って社会の期待に応えらえるよう取り組みを進めていかなければなりません。

当協会の取組みとしては、派遣先企業・派遣社員・派遣会社の皆さまへ派遣法および労働諸法規にかかわる情報を周知させていただくとともに、適正な事業運営への理解促進を支援しています。

会員向け情報提供事業では、今年4月の協会ホームページのリニューアルに続き、10月に向けて会員専用サイトのリニューアルを予定しています。会員の皆様が適正な派遣事業運営を推進していく上で必要な法関連情報をまとめて解説するとともに、派遣社員を主語に派遣業界が取り組むべき今後の課題やテーマについての情報をお届けするポータルサイトとして生まれ変わる予定です。

その他、派遣元の皆様が派遣事業を営む上で遵守すべき労働基準法・労働契約法・男女雇用均等法等を派遣業務フローに即して解説する『知っておくべき「労働関連法令セミナー」』を全国で開催しています。

派遣社員が自らのキャリアを形成していくにあたり、派遣会社がいかに支援していくかが、これまで以上に重要になっていきます。当協会では、法改正に対応する教育研修プログラムとして、会員会社が共同で利用可能なeラーニングシステム「JASSAキャリアアカレッジ」を

開発し、今年4月よりサービスを開始しました。既に170社を超える会員にお申込みを頂いており、8月には、新たに49のコンテンツを追加搭載しました。今後も、会員の皆様からのご要望を聞きながら派遣社員のキャリアに資するコンテンツの開発を進めてまいります。

加えて、「派遣社員の希望に基づいたキャリア形成」を会員各社が主体的に支援できるよう「キャリアアカウンティング・スキルアップセミナー」を今まで以上に開催地域や回数を大幅に拡充の上、実施してまいります。

このように取り組む課題はさまざまありますが、これまで人材派遣業界は常に時代のニーズに即したサービスの提供に努めてきたことにより、さまざまな分野で派遣サービスが受け入れられ、労働市場における需給調整機能の重要な役割を担ってきました。私たちが目指しているのは、誰もがライフスタイルにあわせた働き方を選び、生き生きと誇りを持って働き続けられる多様な就業機会を創出することです。そして働く人が能力を最大限に発揮し、人々の力によって持続的に成長する活力ある社会の実現です。

今回の法改正によって、今後一層、派遣社員にとって有意義なキャリア形成と雇用の安定を実現すると共に、我が国の更なる発展に貢献して参りたいと存じます。

最後になりますが、中部地域協議会会員の皆様の一層のご発展をお祈りすると共に、引き続き倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

人材派遣業に於ける最新の状況について



愛知労働局
需給調整事業部長
石黒 恒雄 氏

日本人材派遣協会中部地域協議会並びに会員の皆様方には、日頃から労働局の業務運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

愛知労働局では、本年度において次の三点を最重要対策として業務を推進しています。

1. 全員参加の社会の実現加速では、非正規労働者対策、働き方改革、女性活躍促進の推進を、2. 公正・適正で納得し安心して働くことのできる環境整備では、過重労働、労働災害、健康障害の防止、適正な派遣事業の運営についての取り組みを、3. 地方自治体と一体となった雇用対策の推進では、国が行う職業紹介事業等と地方自治体が行う業務の一体的実施について取り組んでいます。引き続き業務運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最近の雇用情勢ですが、7月有効求人倍率は1.62倍で全国を0.25ポイント上回り、依然として高い水準で推移しており、愛知県の雇用情勢は緩やかな改善が続いています。

有効求人数は約14万人で横ばいの状況ですが、求職者数は約9万人と減少傾向にあり、業種によっては人手不足の声が多く聞かれるところがあります。

このような雇用情勢の中、中部地域協議会の皆様方をはじめ派遣業界の方々には、国の雇用対策における労働力需給調整機能の一つとして、大変重要な役割を担っていただいております、感謝申し上げます。

さて、労働者派遣法が改正され1年が経過しました。改正法成立、施行後における関係者への周知等については、ご協力をいただき感謝申し上げます。また、改正に伴う雇用安定措置やキャリアアップ措置の目的をご理解いただき、派遣労働者への適正な対応をお願いいたします。

改正後1年経過を前に一部見直しが行われています。労働者派遣事業の許可基準については、特定労働者派遣事業を営んでいた者が許可制の労働者派遣事業に移行する場合のほか、新規に労働者派遣事業を行う場合についても、小規模派遣元事業主について資産要件を軽減する暫定的な配慮措置が講じられていました。新規に労働者派遣事業を行う場合に

表1 年度別労働者派遣事業所数の推移

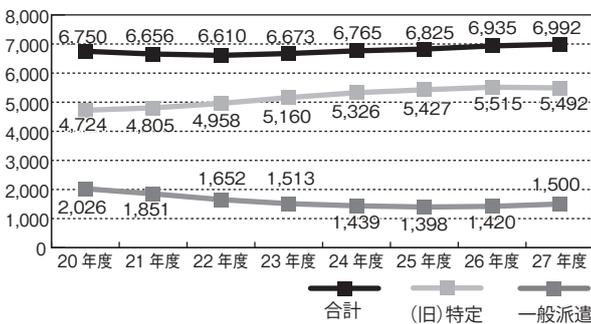
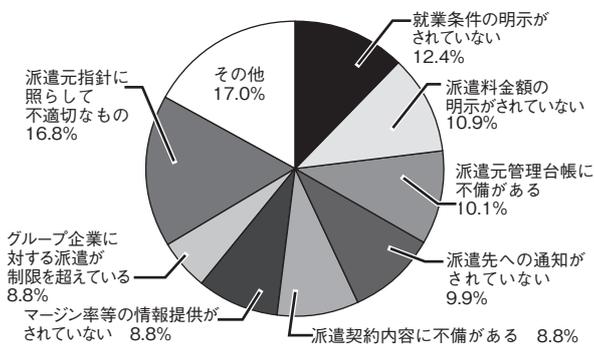


表2 平成27年度 派遣元是正指導の主な違反事例状況



ついで、平成28年9月30日以降の許可申請は、小規模事業主に係る配慮措置の対象外とし、本来の資産要件の対象となります。

また、事業報告様式についても、キャリアアップに資する教育訓練の実施状況について、教育訓練の対象となる派遣労働者の数、実施した教育訓練の実施時間数や受講者数の報告を明確にする等内容をとした様式改正が行われました。本年度事業報告には大変ご苦労いただき報告をいただいたところですが、平成29年度には新たに改正された様式をもって報告いただくこととなりますので、ご承知願います。

労働者派遣事業の状況ですが、労働者派遣事業所数は、景気の緩やかな改善等により、平成23年度以降前年度末までは増加していますが、法改正以降は、特定労働者派遣事業の届出制が廃止され全てが許可制となったところから、許可申請を行う事業所数を廃止等の事業所数が増えるなど減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くものと思います。

事業運営状況ですが、平成26年度事業報告、平成27年6月1日現在の状況報告のいずれにおいても派遣労働者数は増加しています。平成27年6月1日現在では、派遣労働者数は約11万6千人で前年度比8.6%増加しており、特に一般派遣の常時雇用労働者数については、18.6%と大幅な増加で、全国の15.4%を3.2ポイント上回っています。業務別においても製造業務、専門業務は、約11%と大幅に増加しています。

指導監督状況ですが、平成27年度622事業所について

人材派遣業に於ける最新の相談状況について



日本人材派遣協会
運営グループ
長尾 明子 氏

中部地域協議会の会員の皆様を始め、関係各位におかれましては、日頃から、当協会及び地域協議会の諸活動にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

相談件数は平成23年度の13,576件をピークに減少傾向でしたが、平成26年度の相談件数は9,380件(対前年比107%)、平成27年度は10,837件(対前年比116%)と増加しております(別表参照)。

これは、改正派遣法(平成27年9月30日施行)に適切に対応すべく、皆様が改正派遣法及び労働関係諸法令全般にわたって一層知識を深めようと相談された結果だと思っております。

最近の相談内容の傾向

1 派遣社員からの相談

昨年度に続いて増加傾向です。中でも労働契約に関する相談が多く寄せられ、業務内容及び業務量(労働条件)、労働時間(36協定含む)の相違等が問題となつております。例えば、当初の説明と業務内容が違う。残業がないはずなのに残業がある。また、残業があると聞いて収入を当てていたのに残業が全くない。派遣先が仕事を教え

指導監督を実施いたしました。

改正法に係る周知を第一に進めたところから、事業所数については前年度比約30%減少しています。全体の文書指導率は50.8%で前年度を8.1ポイント上回り、派遣元においても46.6%で前年度を6.9ポイント上回るもので、依然として高い指導率でした。

指導事項は、就業条件の明示、派遣料金額の明示、派遣元管理台帳の不備等で前年度に引き続き多いものとなっておりますので、この点について特に注意願います。

最後になりますが、当部としては改正労働者派遣法の周知徹底を行い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び貴協議会並びに会員の皆様方には、法令順守について十分にご理解いただき、引き続き労働者派遣事業の適正な運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

てくれない。更新したいが更新してくれない。派遣先で全く仕事がなく暇すぎる。有給休暇を全部利用して辞めたい。途中退職したいが違法？休業手当や損害賠償の請求はできるか？辞めた後ブランクなしで働きたいがどうしたらよい？等の相談です。

また、派遣先でのパワーハラスメント（いやがらせ、明らかに過大業務・過少業務、無視、ごみ箱を蹴る、机を叩く等々）の相談もありますが、実はハラスメントを受けて、派遣先には相談しづらいので、派遣元の担当者に連絡を試みたが話を聞いてくれなかった。また、派遣元の担当者に我慢しなさいと言われた等、派遣元の担当者や派遣会社（窓口や上司等）の対応に不満を持つ場合もあります。トラブルを大きくしないためにも、派遣元の担当者は、派遣社員、派遣先、双方の話を十分ヒアリングして事実関係を整理し、客観的事実に基づいて迅速丁寧に対応していくことが大事です。

なお、派遣社員自身に「派遣法および関係法令を勉強した上で内容確認するために」ご相談されるケースもありますので、派遣元の皆様は、派遣社員が納得されるまで、ヒアリングしたり、法律上での取り扱い等を説明したり、派遣社員に寄り添って、いつでも相談いただける体制を整えることが大切です。

その他、改正派遣法施行後には、事業所単位と個人単位の違いがよくわからない、同じ部署で3年以上働けますか？等の質問が多くありました。

2 派遣元からの相談

派遣契約書の相談が多く寄せられ、項目内容（書き方）について相談されています。

このたびの改正で、派遣契約書には、派遣先が派遣労働者を雇用する際の紛争防止措置について契約書に記載するようにになりましたが、紹介手数料の支払いについては削除するよう申し出る派遣先もあるようです。紹介手数料の支払いは後にトラブルの原因となる可能性が高いので、契約書に記載しておくことが望ましいでしょう。ご相談者には

別表 労働者派遣事業アドバイザー相談状況

対象	平成27年度	前年比(%)	平成26年度	前年比(%)	平成25年度	前年比(%)	平成24年度	前年比(%)	平成23年度
派遣社員	2,482	128%	1,936	120%	1,618	106%	1,532	65%	2,363
派遣元	7,514	117%	6,426	102%	6,305	72%	8,773	89%	9,910
派遣先	473	90%	526	108%	489	96%	507	73%	695
その他	369	75%	492	131%	376	94%	402	66%	608
合計	10,837	116%	9,380	107%	8,788	78%	11,214	83%	13,576

項目内容に関して記載項目の趣旨を丁寧に派遣先に説明し納得していただくよう促します。

また、このたびの法改正で、キャリア形成支援制度の「段階的かつ体系的な教育訓練」について、具体的に何をしたらよいのかの質問が多く寄せられていました。日本人材派遣協会では、会員企業の派遣社員向けに適切な教育研修の機会提供を行うことを支援するために、eラーニングサービスを開始いたしました。サービスの詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

改正法施行当初は、施行日を跨いだ契約の抵触日と改正法の関係、事業所単位の派遣期間制限と個人単位の派遣期間制限の違い、労働契約申込みなし制度等の質問が多くありました。

また、派遣元責任者の登録で、うっかり前回の受講日から3年過ぎてしまった場合どう対応したらよいかとの相談もあります。平成21年10月に派遣元責任者の講習受講は5年以内から3年以内に変更されております。ご注意ください。

3 派遣先からの相談

派遣先からは、派遣契約に記さなければならぬ契約事項（中途解約、損害賠償の適切な措置等）や、改正された派遣期間制限についての相談が多く寄せられています。

派遣社員に派遣終了後にも派遣で就業してもらいたい、派遣元を変えて続けていただくことは可能か？紹介手数料の支払いは生じるか？また、派遣社員の状況（遅刻や就業態度の怠慢など）をどうやって派遣元に伝えたいのかわからない。スキル不足で派遣社員を変えてほしいとお願いをしたら、派遣元から残り期間の派遣料を請求されたが、これは支払うべきなのか？等々、派遣元・派遣先間での十分な話し合いが必要だと感じられる相談が寄せられています。派遣先と日ごろからコミュニケーションをとり、派遣法をはじめ労働関係諸法令を正しく理解していただけるよう、派遣元の皆様から派遣先に説明することが大切です。

中部地域協議会の会員の皆様におかれましても、派遣社員の就労支援に留意しながら、迅速なマッチング等にご尽力されていらつしやると存じますが、何かございましたら、ご遠慮なく相談センターにお尋ねください。

末筆になりますが、皆様の益々のご発展を祈念いたしますとともに、当協会相談センターのより一層の活用と周知をお願いいたします。

派遣法改正から1年を経て



中部地域協議会
会長 山本光子氏

昨年度に引き続き中部地域協議会会長に選任されました、山本光子でございます。会員の皆様には、日ごろより協議会運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年2015年9月30日に改正派遣法が施行されてから早いもので約1年が経過しようとしています。今回の改正は法律の成立から施行まで約3週間というタイトなスケジュールでしたので、会員の皆様におかれましては、派遣社員・派遣先企業の皆様への改正法の趣旨、政省令や指針の内容の周知等、スムーズな運営に相当なエネルギーを費やしたとと推察いたします。

今年度、当協議会では、「派遣法・労働関連法規への対応」と「派遣社員のキャリア形成支援」をテーマに活動を推進して参ります。「派遣社員のキャリア形成支援」については、派遣会社の雇用元としての責任がより求められるものとなっております。日本人材派遣協会が発売し4月20日から運用が開始したeラーニングシステム「JASSAキャリアアカレッジ」を活用される企業も増えており、順次派遣スタッフの方々のご利用も始まっています。

また、現在議論が進んでおります同一労働同一賃金についても12月に厚生労働省よりガイドラインが出る見込みとなっております。当協議会と致しましては最新の情報を会員の皆様と共有し適正に対応していきたいと考えております。

これから生産労働人口が減少していくことが確実な中で、多様化する派遣社員と企業のニーズを結びつける人材サービスの事業は社会にとって更に不可欠なものとなります。誰もがライフスタイルにあわせた働き方を選び、生き生きと誇りを持って働き続けられる多様な就業機会を創出し、それぞれの能力を最大限に発揮できる環境を作ることが、持続的に成長可能な活力ある社会につながり、私たち派遣会社はその一翼を担っております。

今後、会員の皆様から一層のご理解とご協力を賜りながら協議会活動を推進して参りたいと存じますので、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

一般社団法人日本人材派遣協会 相談センター
TEL 031322211605
9:30~19:00 月~金（祝日、年末、年始を除く）

平成28年度 中部地域協議会役員組織

会長

山本光子

テンプスタッフ(株)
取締役専務執行役員

副会長

猿渡智佐登

(株)クロップス・クルー
代表取締役社長

濱田幹生

(株)トヨタエンタプライズ
HS営業部 部長

埴岡義弘

(株)リクルートスタッフイング
東海ユニット長

幹事

伊藤尚敏

(株)アイシン・コラボ
取締役社長

武田美貴

旭化成アマダス(株)
支店長

梅田浩之

アデコ(株)
東海第2営業部長

田中久司

(株)サンスタッフ
常務取締役

井藤浩

テルウェル西日本(株)
総合人材サービス営業部 部長

田村富美子

(株)パソナ
執行役員 東海営業本部長

二之湯弘一

(株)ビーハーフ
支店長

佐野文信

(株)ベルキャリアール
取締役

石浦嘉朗

執行役員
マンパワーグループ(株)
東海・北陸中信統括部 統括部長

監事(監査)

西村希有子

東栄(株)
派遣営業部 部長

顧問

牧隆弘

牧WORKS
代表

平成27年度 中部地域協議会のあゆみ

研修会

第46回(平成27年11月20日メルパルクNAGOYA)

◎参加 32社 (107名)

◎内容/講師

『はたらくカフェー派遣法改正により

「クライアント」「スタッフ」はどう変わる?』

(派遣会社の未来は?)

株式会社 ヒューマンアクティベーション

代表取締役 中尾憲司 氏

◎終了後懇親会開催 参加31社 (97名)

協議会PR活動

(1) 報道関係者向け懇談会

平成28年2月24日

名古屋観光ホテル18階「鈴鹿の間」

◎参加 (社)日本人材派遣協会

理事 大原 博氏

〈報道関係者〉3社 3名様

(2) 定時総会・研修会の記録・報告

平成28年度 中部地域協議会の主な行事

研修会予定

第47回(平成28年10月28日メルパルクNAGOYA)

◎内容/講師

『2030年の労働市場と派遣事業の役割』

リクルートワークス研究所

労働政策センター長 中村天江氏

◎終了後懇親会開催

「地域のひろば」第23号の発行

平成28年9月21日配布・配信予定

広報活動

ロビー活動やマスコミ対応を通じて、労働者派遣事業の現状と今後の労働者派遣制度のあり方について対外的な広報活動を行う。

会員企業募集

日本人材派遣協会 中部地域協議会では、新規会員企業を募集中です。入会その他については、左記までお問合わせ下さい。

連絡先

日本人材派遣協会 中部地域協議会

事務局 山本 光子

土井 剛

住所 名古屋市中区新栄町1-5 栄中央ビル6F

テンプスタッフ株式会社

TEL 〇五二一九五三一五〇三五

FAX 〇五二一九五三一五〇〇六

(本文中敬称は略させていただきました)

編集発行人

中部地域協議会

平成二十八年九月発行

住所 〒448-0858

名鉄刈谷ビル3F

刈谷市若松町一丁目九番地

TEL 〇五六六(二四)二七〇八